

平成21年2月18日

各 位

会社名 株式会社パワーアップ  
(コード 3044 大証ヘラクレス市場)  
代表者名 代表取締役社長 大淵 雅次  
問合せ先 取締役管理部長 樽茶 右二  
(TEL 089-921-0401)

(訂正) 意見表明報告書の訂正報告書の提出及び「株式会社JOYによる当社株式等  
に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」の訂正について

株式会社JOY（以下「公開買付者」といいます。）は、当社普通株式及び新株予約権（平成18年4月24日開催の当社臨時株主総会及び平成18年4月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第27条の8第2項の規定に基づき、「公開買付届出書の訂正届出書」を平成21年2月18日付で関東財務局長に提出しました。これに伴い、当社は、本日、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項に基づき、「意見表明報告書の訂正報告書」を関東財務局長に提出しました。また、平成21年1月28日付の「株式会社JOYによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」の内容を下記の通り訂正いたしますのでお知らせいたします。

なお、本訂正は形式的なものであり、基本的な本公開買付けの条件等に変更はございません。訂正箇所は下線を付した部分です。

記

1 訂正事項

- 2 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
- (3) 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程
- (6) 上場廃止の見込

2 訂正前の内容及び訂正後の内容

- ・ 2 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
  - (3) 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程
- (訂正前)

(前略)

また、当社の株式は、当社の業績が好調であるにも拘らず、昨今の経済情勢等を要因に株価が低迷したため、平成20年7月31日、大阪証券取引所から、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c)に該当するとして、当社の株式を監理銘柄（確認中）に指定され、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、当社の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、上場廃止となる予定でした。もっとも、その後、大阪証券取引所が、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21

年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、当社の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、当社の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。このように当社の株式は、上場廃止になる可能性があることから、当社は、当社の株券等の売却による投下資本回収の機会を株主に等しくご提供する必要があると判断いたしました。

（後略）

（訂正後）

（前略）

また、当社の株式は、当社の業績が好調であるにも拘らず、昨今の経済情勢等を要因に株価が低迷したため、平成20年7月31日、大阪証券取引所から、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c)に該当するとして、当社の株式を監理銘柄（確認中）に指定され、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、当社の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、上場廃止となる予定でした。もっとも、その後、大阪証券取引所が、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、当社の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、当社の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定でした。このように当社の株式は、上場廃止になる可能性があったことから、当社は、当社の株券等の売却による投下資本回収の機会を株主に等しくご提供する必要があると判断いたしました。

（後略）

## ・ 2 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### （6）上場廃止の見込

（訂正前）

（前略）

なお、大阪証券取引所は、平成20年7月31日、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c)に該当するとして、当社の株式を監理銘柄（確認中）に指定しており、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、当社の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、当社の株式は、上場廃止となる予定でした。しかし、その後、大阪証券取引所は、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、当社の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、当社の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。従いまして、本公開買付けの結果如何にかかわらず、当社の株式は、平成21年5月1日をもって、上場廃止となる可能性があります。

（後略）

(訂正後)

(前略)

なお、大阪証券取引所は、平成20年7月31日、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c)に該当するとして、当社の株式を監理銘柄（確認中）に指定しており、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、当社の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、当社の株式は、上場廃止となる予定でした。しかし、その後、大阪証券取引所は、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、当社の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、当社の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定でした。その後、大阪証券取引所は、平成21年2月5日、当社の株式の浮動株時価総額が上記浮動株時価総額に係る基準に該当しないこととなったため、当社の株式の監理銘柄（確認中）の指定理由から、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c)に該当することを除外しております。もともと、当社は、平成21年1月28日、本公開買付けが成立した後に、株主総会を開催し、①定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに当該株式と別個の当社株式を交付すること（結果として金銭交付となる予定）を付議する予定である旨を開示しており、当社株主総会において上記①乃至③に係る議案が承認可決された場合には、ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第17条第1項第17号に該当し上場廃止となるため、大阪証券取引所は、同日、当社の株式の監理銘柄（確認中）の指定理由に監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (w)に該当することを追加しており、かかる理由は除外されていません。

(後略)

以上

※ 添付資料「公開買付け届出書の訂正届出書の提出に関するお知らせ」

平成 21 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 J O Y  
代表者名 代表取締役社長 大 淵 雅 次  
問合せ先 経営企画室長 森 口 昭 彦  
( T E L : 089-921-0160 )

## 公開買付届出書の訂正届出書の提出に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社パワーアップ（コード番号：3044 株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場）（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権（平成 18 年 4 月 24 日開催の対象者臨時株主総会及び平成 18 年 4 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権）の取得を目指した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、平成 21 年 1 月 29 日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書（ご参照 <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を平成 21 年 2 月 18 日付で関東財務局長に提出しましたのでお知らせいたします。

なお、この公開買付届出書の訂正は、公開買付届出書の記載内容の訂正であり、基本的な本公開買付けの条件に変更はございません。

記

### 第 1 訂正事項

#### 第 1 【公開買付要項】

##### 3 【買付け等の目的】

- (2) 本公開買付けを実施する背景及び実施する理由並びに本公開買付け後の経営方針
- (5) 上場廃止となる見込みである旨

#### 第 4 【公開買付者と対象者との取引等】

##### 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

- (2) 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

#### 第 5 【対象者の状況】

##### 4 【その他】

### 第 2 訂正前の内容及び訂正後の内容

#### ・第 1 【公開買付要項】

##### 3 【買付け等の目的】

- (2) 本公開買付けを実施する背景及び実施する理由並びに本公開買付け後の経営方針

(訂正前)

(前略)

また、対象者の株式は、対象者の業績が好調であるにも拘らず、昨今の経済情勢等を要因に株価が低迷したため、平成20年7月31日、大阪証券取引所から、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c)に該当するとして、対象者の株式を監理銘柄（確認中）に指定され、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、上場廃止となる予定でした。もっとも、その後、大阪証券取引所が、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。このように対象者の株式は、上場廃止になる可能性があることから、大淵雅次及び大西直子は、対象者の代表取締役社長及び常務取締役としての立場に鑑み、対象者の株券等の売却による投下資本回収の機会を株主に等しくご提供する必要があると判断いたしました。

（後略）

（訂正後）

（前略）

また、対象者の株式は、対象者の業績が好調であるにも拘らず、昨今の経済情勢等を要因に株価が低迷したため、平成20年7月31日、大阪証券取引所から、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c)に該当するとして、対象者の株式を監理銘柄（確認中）に指定され、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、上場廃止となる予定でした。もっとも、その後、大阪証券取引所が、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定でした。このように対象者の株式は、上場廃止になる可能性があったことから、大淵雅次及び大西直子は、対象者の代表取締役社長及び常務取締役としての立場に鑑み、対象者の株券等の売却による投下資本回収の機会を株主に等しくご提供する必要があると判断いたしました。

（後略）

・第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(5) 上場廃止となる見込みである旨

（訂正前）

(前略)

なお、大阪証券取引所は、平成20年7月31日、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c)に該当するとして、対象者の株式を監理銘柄（確認中）に指定しており、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、上場廃止となる予定でした。しかし、その後、大阪証券取引所は、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。従いまして、本公開買付けの結果如何にかかわらず、対象者の株式は、平成21年5月1日をもって、上場廃止となる可能性があります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、大阪証券取引所は、平成20年7月31日、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c)に該当するとして、対象者の株式を監理銘柄（確認中）に指定しており、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、上場廃止となる予定でした。しかし、その後、大阪証券取引所は、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定でした。その後、大阪証券取引所は、平成21年2月5日、対象者の株式の浮動株時価総額が上記浮動株時価総額に係る基準に該当しないこととなったため、対象者の株式の監理銘柄（確認中）の指定理由から、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c)に該当することを除外しております。もっとも、対象者は、平成21年1月28日、本公開買付けが成立した後に、株主総会を開催し、①定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに当該株式と別個の対象者株式を交付すること（結果として金銭交付となる予定）を付議する予定である旨を開示しており、同株主総会において上記①乃至③に係る議案が承認可決された場合には、ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第17条第1項第17号に該当し上場廃止となるため、大阪証券取引所は、同日、対象者の株式の監理銘柄（確認中）の指定理由に監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (w)に該当することを追加しており、かかる理由は除外されていません。

(後略)

・第4 【公開買付者と対象者との取引等】

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(2) 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

また、対象者の株式は、対象者の業績が好調であるにも拘らず、昨今の経済情勢等を要因に株価が低迷したため、平成20年7月31日、大阪証券取引所から、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c) に該当するとして、対象者の株式を監理銘柄（確認中）に指定され、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、上場廃止となる予定でした。もっとも、その後、大阪証券取引所が、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。このように対象者の株式は、上場廃止になる可能性があることから、大淵雅次及び大西直子は、対象者の代表取締役社長及び常務取締役としての立場に鑑み、対象者の株券等の売却による投下資本回収の機会を株主に等しくご提供する必要があると判断いたしました。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、対象者の株式は、対象者の業績が好調であるにも拘らず、昨今の経済情勢等を要因に株価が低迷したため、平成20年7月31日、大阪証券取引所から、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c) に該当するとして、対象者の株式を監理銘柄（確認中）に指定され、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、上場廃止となる予定でした。もっとも、その後、大阪証券取引所が、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定でした。このように対象者の株式は、上場廃止になる可能性があったことから、大淵雅次及び大西直子は、対象者の代表取締役社長及び常務取締役としての立場に鑑み、対象者の株券等の売却による投下資本回収の機会を株主に等しくご提供する必要があると判断いたしました。

(後略)

・第5 【対象者の状況】

4 【その他】

(訂正前)

(前略)

なお、大阪証券取引所は、平成20年7月31日、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c) に該当するとして、対象者の株式を監理銘柄（確認中）に指定しており、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、上場廃止となる予定でした。しかし、その後、大阪証券取引所は、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定です。従いまして、本公開買付けの結果如何にかかわらず、対象者の株式は、平成21年5月1日をもって、上場廃止となる可能性があります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、大阪証券取引所は、平成20年7月31日、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c) に該当するとして、対象者の株式を監理銘柄（確認中）に指定しており、本来であれば、平成21年1月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が5億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、上場廃止となる予定でした。しかし、その後、大阪証券取引所は、平成20年10月30日、上場廃止基準のうち、上記浮動株時価総額に係る基準について、平成20年12月までの間、一時的に適用を停止し、また、平成21年1月13日、同月5日から同年12月末日までの間の上記浮動株時価総額に係る基準（注）を変更したため、平成21年3月31日までに5日間（休業日を除外する。）連続して、対象者の株式の浮動株時価総額が3億円以上とならない場合には、上場廃止基準に該当し、対象者の株式は、平成21年4月1日から同月30日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となる予定でした。その後、大阪証券取引所は、平成21年2月5日、対象者の株式の浮動株時価総額が上記浮動株時価総額に係る基準に該当しないこととなったため、対象者の株式の監理銘柄（確認中）の指定理由から、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (c) に該当することを除外しております。もっとも、対象者は、平成21年1月28日、本公開買付けが成立した後に、株主総会を開催し、①定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに当該株式と別個の対象者株式を交付すること（結果として金銭交付となる予定）を付議する予定である旨を開示しており、同社

株主総会において上記①乃至③に係る議案が承認可決された場合には、ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第17条第1項第17号に該当し上場廃止となるため、大阪証券取引所は、同日、対象者の株式の監理銘柄（確認中）の指定理由に監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (w)に該当することを追加しており、かかる理由は除外されていません。

(後略)

以上